

所得税法等の一部を改正する法律案参照条文

○社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 〵 10 省 略

11 この法律において「加入者保護信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であつて、第六十条の規定による支払を行うことにより加入者の保護を図り、社債等の振替に対する信頼を維持することを目的とするものをいう。

（振替機関等の加入者保護信託への負担金の支払）

第六十二条 振替機関等（第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。第六十四条第一項において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、加入者保護信託の信託財産とするための金銭（以下この節において「負担金」という。）を、受託者に対して支払わなければならない。

2 省 略

○独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（抄）

（業務の範囲）

第九条 基金は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 第二節の規定により、農業者年金事業を行うこと。

二 省 略

(業務の委託)

第十条 基金は、次の各号に掲げる者に対し、その業務（農業者年金の被保険者の資格に関する決定及び農業者年金事業の給付に関する決定を除く。）の一部を委託することができる。

一 省 略

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合

附 則

(農業者年金基金の解散等)

第四条 農業者年金基金は、基金の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において基金が承継する。

2 5 7 省 略

(業務の特例)

第六条 基金は、当分の間、第九条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 平成十三年農業者年金改正法による改正前の農業者年金基金法（以下「平成十三年改正前農業者年金法」という。）及び農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成

二年法律第二十一号。第三項において「平成二年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付を支給すること。

二・三 省 略

2 省 略

3 第一項の規定により基金が行う同項第一号に掲げる業務については、平成十三年農業者年金改正法附則の規定、平成二年農業者年金改正法附則の規定及び附則第二十一条の規定により廃止され、又は廃止されたものとされた法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「平成十三年農業者年金改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、平成十三年農業者年金改正法等の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他平成十三年農業者年金改正法等の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4・5 省 略

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（目的等）

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済

の健全な発展に資することを目的とする。

2 省 略

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第七百八十七条 子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴を提起することができる。但し、父又は母の死亡の日から三年を経過したときは、この限りでない。

第八百七十七条 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

② 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

③ 前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

第九百十条 相続の開始後認知によつて相続人となつた者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に分割その他の処分をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。

第九百五十八条の三 前条の場合において相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があつた者の請求によつて、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。

② 前項の請求は、第九百五十八条の期間の満了後三箇月以内に、これをしなければなら

ない。

○独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）（抄）

（業務の範囲）

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 六 省 略

七 農林水産大臣の定める基本計画に基づき、前号の地域であつて、地勢等の地理的條件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として政令で定める要件に該当するもの（以下「特定地域」という。）の区域内において、同号の事業及びイからハまでの事業を一体として行う事業（これと併せて行うニ又はホの事業を含む。）で、その事業による受益が相当範囲にわたり、かつ、その事業の実施が当該地域における農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る見地から相当であると認められるもの（以下「特定地域整備事業」という。）を行うこと。

イ 農用地（耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の改良又は保全のために必要な区画整理、客土、暗きよ排水又はこれらに準ずる事業として政令で定めるもの（これらの事業と併せて行う農用地間における地目変換の事業を含む。）

ロ 農業用排水施設、農業用道路その他の農用地の保全又は利用上必要な施設で政令で定めるもの（以下「土地改良施設」という。）の新設又は改良

ハ、ホ 省 略

八 前号イの事業と併せて当該事業の実施に係る農用地に関する権利又はその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利若しくは水の使用に関する権利の交換分合を行うこと。

九・十 省 略

2 〽 7 省 略

(換地計画)

第十六条 省 略

2 第十三条第三項並びに土地改良法第五十二条第二項、第三項、第五項前段及び第六項から第八項まで、第五十二条の二から第五十五条まで並びに第八十九条の三の規定は、前項の換地計画について準用する。

附 則

第八条 機構は、第十一条第一項及び第二項並びに前条に規定する業務のほか、旧農用地整備公団法第十九条第一項及び第二項の業務で森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号。以下「森林開発公団法改正法」という。）の施行前に開始されたもの（同条第一項又は第二項の業務の開始に必要な事前の調査で森林開発公団法改正法の施行前に開始されたものに係るもので政令で定めるものを含む。）並びにこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに旧農用地整備公団法附則第十九条第一項の業務を行うことができる。この場合における第三十条第一項、第三十一条第一項及び第三十八条の規定の適用については、第三十条第一項中「第十一条第一項及び第二項」とあ

るのは「第十一条第一項及び第二項並びに附則第八条第一項」と、第三十一条第一項中「事業」とあるのは「事業並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、第三十八条第二号中「第十一条第一項及び第二項」とあるのは「第十一条第一項及び第二項並びに附則第八条第一項」とする。

2 前項の規定により機構が行う同項に規定する業務については、旧農用地整備公団法第二十条から第三十条まで、第三十九条及び附則第十九条第二項の規定並びに旧八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）第二十三条から第二十五条までの規定は、附則第十条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

### 3 省 略

## ○農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）（抄）

第九十八条の二 組合等が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、農林水産大臣が定める準則に従つてこれをしなければならない。

第百三十二条 農業共済組合連合会の保険事業には、第八十七条第一項及び第二項、第八十七条の二第一項、第六項及び第七項、第八十八条から第九十一条まで、第九十五条から第九十八条の二まで、第九十九条第四項、第百条から第百二条まで並びに第百十条の二並びに商法第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十九条及び第六百六十二条の規定を準用する。この場合において、第百十条の二中「当該組合等の

損害評価会」とあるのは、「当該農業共済組合連合会の損害評価会」と読み替えるものとする。

② 省略

○ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

別表 関税率表

番 号	品 名	税 率
1 注 この類には、次の物品を含まない。 (a) 化学的に単一の有機化合物（第二七・一一項の純粋なメタン及びプロパンを除く。） (b) 第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品 (c) 第三三・〇一項、第三三・〇二項又は第三八・〇五項の混合不飽和炭化水素 2・3 省略 号注 1 第二七〇一・一一号において「無煙炭」とは、無水無鉍物質ベースでの揮発分が一四％以下の石炭をいう。	第二七類 鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう	





二七一・一四	省 略		省 略
二七一・一九	省 略	ガス状のもの	省 略
二七一・二一	天然ガス		五%
二七一・二九	省 略		省 略

(特定用途免税)

第十五条 省 略

2 前項各号の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供され、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者から、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、変質、損傷その他やむを得ない事由に因り当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合においては、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

(外交官用貨物等の免税)

第十六条 省 略

2 前項の規定により関税の免除を受けた貨物のうち政令で指定するものがその輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外の用途に供された場合(政令で定めるやむを得ない事由に因り同項に規定する用途以外の用途に供された場合を除く。)においては、その供させた者から、同項の規定により免除を受けた関税を直ちに徴収する。但

し、使用に因る減もしくはその他の事由に因り価値の減少があつた場合においては、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

(再輸出免税)

第十七条 省 略

2・3 省 略

4 第一項の規定により関税の免除を受けた貨物が同項の期間内に輸出されないこととなつた場合又は同項各号に掲げる用途以外の用途に供された場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。

5 省 略

### ○独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）（抄）

(業務の範囲)

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 都道府県（中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号）第三条第一項に規定する都道府県をいう。次号において同じ。）が行う同項各号に掲げる事業（同法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定支援事業を含む。）の実施に  
関し必要な協力をを行い、及び中小企業者の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な  
助言を行うこと。

二 中小企業支援担当者（中小企業支援法第三条第一項第四号の中小企業支援担当者を

いう。）並びに中小企業に対する助言、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして設立された経済産業省令で定める法人の役員及び職員の養成及び研修を行い、並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

三 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

イ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者に対し、他の事業者との連携若しくは事業の共同化（以下「連携等」という。）を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。ハにおいて同じ。）の貸付けを行うこと。

ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ニ 大規模な火災、震災その他の災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

四 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イからニまでに掲げる業務を行うこと。

五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第九号から第十一号までに該当するものを除く。）を行うこと。

イ 省 略

ロ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者

ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者

六 前号イからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うこと。

七 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）第九条の規定による債務の保証を行うこと。

八 省 略

九 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第十二条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等並びに同条第二項の規定による債務の保証及び出資を行うこと。

十 新事業創出促進法（平成十年法律第一百五十二号）第三十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等及び同条第二項の規定による債務の保証を行うこと。

十一 省 略

十二 小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。

十三 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。

十四・十五 省 略

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業

務を行うことができる。

一 事業者（中小企業者を除く。次号において同じ。）の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。

二 事業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

三 前項第二号に掲げる業務を行うための施設及び当該施設において行う養成又は研修を受ける者のための宿泊施設その他の同号に掲げる業務に附帯する業務を行うための施設を一般の利用に供すること。

四 委託を受けて、中心市街地整備改善活性化法第二十二条第三項の規定による特定の地域における施設の整備、技術的援助等を行うこと。

五 委託を受けて、新事業創出促進法第三十二条第三項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

六 次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 共済契約者（小規模企業共済法第二条第三項の共済契約者をいう。以下同じ。）又は共済契約者であった者のうち同法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金（同法第十二条第一項の解約手当金をいう。）の支給の請求をしていないもの、その者の事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金

ロ 会社、企業組合又は協業組合のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約（小規模企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。）を

締結しているもの。その会社、企業組合又は協業組合の事業に必要な資金  
ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他  
の団体。その団体の事業に必要な資金

3  
5  
省  
略

附  
則

(特定産業集積活性化法に係る業務の特例)

第四条 機構は、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号。以下「特定産業集積活性化法」という。）第十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等及びこれに附帯する業務を行う。

2 機構は、第十五条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、同条第一項及び前項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、特定産業集積活性化法第十一条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うことができる。

(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)

第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項並びに前条の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の成立の際現に廃止法第二条の規定による改正前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「改正前公団法」という。）第十九条第一項第三号の規定により公団が造成、整備又は管理（同項第五号に規定するこれらに附帯する業務

を含む。)を行つてゐる工場用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。

二 機構の成立の際現に廃止法附則第三十八条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号。以下「改正前地方拠点法」という。)第四十条第二項第一号の規定により公団が造成、整備又は管理(同項第三号に規定するこれらに附帯する業務を含む。)を行つてゐる産業業務施設用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。

三 機構の成立の際現に廃止法附則第四十四条の規定による改正前の新事業創出促進法(以下「改正前新事業創出促進法」という。)附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九条(第二号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号。以下「旧特定事業集積促進法」という。)第七条第一項第一号の規定により公団が管理してゐる業務用地につき、管理及び譲渡を行うこと。

四 前三号に掲げる業務の円滑な実施を図るため、機構の成立の際現に改正前新事業創出促進法第二十六条第一項第二号の規定により公団が賃貸その他の管理を行つてゐる工場用地、産業業務施設用地及び業務用地につき、賃貸その他の管理を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十五条第一項及び第二項、前条並びに前項の業務のほか、第十五条第一項、前条第一項及び前項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。



- 一 改正前公団法第十九条第二項各号に掲げる業務（工業の再配置の促進に係るものに限る。）
- 二 改正前地方拠点法第四十条第三項第二号、第四号及び第五号に掲げる業務（同法第二条第三項に規定する産業業務施設の再配置の促進に係るものに限る。）
- 三 機構は、前二項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
- 四 機構は、第一項及び第二項の業務を終えたときは、前項に規定する特別の勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとする。
- 五 前項の規定にかかわらず、機構が第一項及び第二項の業務を終えた際に、第三項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち産業投資特別会計に納付すべき金額を定めたときは、機構は、政令で定めるところにより、当該金額を産業投資特別会計に納付しなければならない。
- 六 第四項の規定による第三項に規定する特別の勘定の廃止の時において、廃止法附則第五条第七項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額のうち第一項及び第二項の業務に係る部分として経済産業大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）

第六条 機構は、平成二十二年度の終了の日までの間に限り、第十五条第一項及び第二項、附則第四条並びに前条第一項及び第二項の業務のほか、旧産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）附則第二項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する地方債に係る利子補給金を支給する業務を行う。

2 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、附則第四条、前条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、日本政策投資銀行が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）第六条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法（以下「平成十二年改正前の公団法」という。）第十九条第一項第四号において規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対して日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十条第一項第一号の規定により行った貸付けについて、日本政策投資銀行に対し、利子補給金を支給する業務を行うことができる。

3 機構は、前項の政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、附則第四条、前条第一項及び第二項並びに前二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の成立の際現に改正前公団法附則第十条第二項第一号の規定により公団が管理を行っている平成十二年改正前の公団法第十九条第一項第四号の規定により公団が造成又は建設を行った土地及び工作物につき、管理及び譲渡を行うこと。

二 機構の成立の際現に改正前公団法附則第十条第二項第二号の規定により公団が管理を行っている平成十二年改正前の公団法第十九条第一項第六号の規定により工業用水の供給の用に供した工業用水道につき、管理及び譲渡を行うこと。

- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 4 機構は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十五条第一項及び第二項、附則第四条第一項、前条第一項及び第二項並びに前三項の業務のほか、第十五条第一項、附則第四条第一項、前条第一項及び前三項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、平成十二年改正前の公団法第十九条第二項各号に掲げる業務（同条第一項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興に係るものに限る。）を行うことができる。
- 5 機構は、前各項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
- 6 機構は、第一項から第四項までの業務を終えた場合において、その際前項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより国庫に納付しなければならない。
- 7 機構は、前項の規定により国庫納付をしたときは（同項に規定する場合において同項に規定する資産の価額が負債の金額を下回るときは、第一項から第四項までの業務を終えた後遅滞なく）、第五項に規定する特別の勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとする。
- 8 前項の規定による第五項に規定する特別の勘定の廃止の時において、廃止法附則第五条第六項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に係る業

務の特例)

第七条 機構は、第十五条第一項及び第二項並びに附則第四条並びに第五条第一項及び第

二項並びに前条第一項から第四項までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六

十一年法律第七十七号）第十四条の規定による債務の保証を行うこと。

二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二

号。以下「輸入・対内投資法」という。）第八条の規定による債務の保証及び出資を  
行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 2 省 略

（旧繊維法に係る業務の特例）

第八条 機構は、第十五条第一項及び第二項並びに附則第四条、第五条第一項及び第二項

並びに第六条第一項から第四項まで並びに前条の業務のほか、廃止法第一条（第一号に

係る部分に限る。）の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十

九号。以下「旧事業団法」という。）の施行前に旧事業団法附則第二十四条（第二号に

係る部分に限る。）の規定による廃止前の繊維産業構造改善臨時措置法（昭和四十二年

法律第八十二号。以下「旧繊維法」という。）第三章に規定する繊維産業構造改善事業

協会（以下「協会」という。）が締結した債務保証契約に係る旧繊維法第四十条第一項

第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第四条、第五条第一項及び